

7 国民健康保険料(税)の賦課割合と保険料

その他 —

- 「保険料」に統合・一本化します。
- 経過措置5年を設け、賦課割合・料率・賦課限度額は再編します。なお資産割は導入しません。
- 賦課限度額は、法定限度額53万円に統一しますが、釧路市は段階的に引き上げることにします。
- 納期数は釧路市の納期数(10期)に統合・一本化(合併時)とします。

【モデルケース】二人世帯の場合の保険料試算(医療分)

※この試算は、平成13年度の国保事業をベースにしており、6市町村の現行保険料(税)は平成13年度の料(税)率で算出しています。

区 分		給与収入額	年金収入額	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市	
所得階層区分										合併時	経過措置後
33万円以下 ※1	98万円	173万円		24,400	24,000	42,700	47,200	24,600	39,900	現行どおり	24,300
100万円 ※2	167万円	240万円		133,600	116,200	129,500	126,800	124,000	136,300		128,800
300万円	443万円	495万円		353,900	288,200	280,300	242,800	314,400	316,900		336,200
500万円	689万円	730万円		510,000	444,200	414,300	358,800	488,400	480,900		527,400
600万円	800万円	846万円		510,000	522,200	481,300	416,800	530,000	530,000		530,000

(単位:円)

(注1) 現行、資産割課税分は、阿寒町(35% 17,500円)、鶴居村(40% 20,000円)、音別町(30% 15,000円)としています。(固定資産税額は50,000円として試算)

※1 均等割・平等割の7割軽減適用(鶴居村は平準化していないため現行6割軽減適用)をしています。

※2 均等割・平等割の2割軽減適用(鶴居村は平準化していないため現行2割軽減適用なし)をしています。

8 国民健康保険の任意給付

その他 —

- 出産育児一時金は、現行のまま合併時に新市に引き継ぎます。(30万円/件)
- 葬祭費は、被保険者割合の高い「釧路市」の制度に一本化して新市に引き継ぎます。(3万円/件)

9 健康診査の助成(国保)

統合 合併時

- 「脳ドック」、「人間ドック」の国保健康診査助成事業を「釧路市」の制度に一本化します。

新 市(合併時)	
区 分	個人負担額
脳ドック	6,300円(基準額 21,000円、補助率70%)
短期人間ドック(日帰り)	11,025円(基準額 36,750円、補助率70%)

10 介護保険料

調整猶予 —

- 現行の6市町村の制度を存続させ、平成17年度の「介護保険事業計画」策定時に、新市において保険料を設定します。(平成15～17年度の3カ年は現行の保険料となります。)

所得階層区分	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市	
							合併時	平成18年度以降
第1段階 〔生活保護受給者老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)〕	20,774円	19,300円	23,880円	35,600円	16,960円	15,200円	現行どおり	新しい「介護保険事業計画」策定時に設定します。
第2段階 〔世帯全員が住民税非課税〕	31,161円	28,900円	35,820円	51,700円	25,450円	22,800円		
第3段階 〔世帯課税で本人が住民税非課税〕	41,547円	38,600円	47,760円	71,300円	33,930円	30,500円		
第4段階 〔本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満〕	51,933円	48,300円	59,700円	89,100円	42,420円	38,100円		
第5段階 〔本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上〕	62,320円	57,900円	71,640円	108,400円	50,900円	45,700円		
第6段階 〔本人が住民税課税で合計所得金額が900万円以上〕				110,500円				

鶴居村だけは6段階の区分を採用しています。

※平成15年4月1日現在

11 (税収入) 使用料・手数料

統合 合併時

- 「釧路市」の制度に一本化し、新市に引き継ぎます。ただし、住宅家屋証明は、平均的金額である「白糠町」の制度に一本化します。

区 分	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市(合併時)
所得証明	300円	200円	300円	300円	400円	400円	300円
課税・納税証明	300円	300円	300円	300円	400円	400円	300円
住宅家屋証明	1,300円	400円	1,300円	500円	700円	500円	700円
営業証明	300円	400円	500円	500円	700円	500円	300円
固定資産評価証明	300円	400円	500円	500円	900円	500円	300円

※平成15年4月1日現在

12 住民票などの手数料

その他 合併時

- 戸籍関係の証明・交付手数料は、現行制度のまま新市に引き継ぎます。
- 住民票、印鑑登録等の手数料は再編します。主なものは下表のとおりです。

区 分	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市(合併時)
住民票	200円	200円～300円	200円～300円	200円	300円	世帯全部300円 世帯一部150円	200円
印鑑登録証(交付)	500円	無料	300円	無料	無料	無料	500円
印鑑登録証(再交付)	500円	900円	300円	無料	900円	300円	500円
印鑑に関する証明	300円	300円	300円	300円	400円	300円	300円

※平成15年4月1日現在

13 火葬場の使用料

統合 合併時

- 「釧路市」の使用料へ統一します。

区 分	釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市(合併時)
大 人	13,000円	13,000円	7,000円	13,000円	10,000円	15,000円	13,000円
小 人	7,000円	7,000円	6,000円	7,000円	8,000円	12,000円	7,000円

※平成15年4月1日現在

14 し尿処理手数料

統合 合併時

- 手数料納入方法の一本化を図ります。

釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市(合併時)
(1回につき) 100ℓまで 500円 100ℓ超過分 20ℓごとに 100円	1ℓ 4.77円 (消費税は、外税)	1ℓ 5円	住民:1ℓ 3.5円 事業所:1ℓ 7.0円	1ℓ 3.9円	1ℓ 4円	1ℓ 4～5円台 (税込み・見込額)

※平成15年4月1日現在

15 個人市町村民税

統合 経過措置5年間

- 所得割は、下表の標準税率を採用しますが、均等割は、合併特例法の規定を適用し、5年間現行の税率を採用します。

区 分			釧路市		釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新 市	
										合併時	経過措置後
市町村民税	個 人	均等割	2,500円/年 非課税基準額≒320千円 〔給与所得者標準世帯年収≒2,403千円〕		2,000円/年 非課税基準額≒280千円 〔給与所得者標準世帯年収≒2,140千円〕					現行どおり	釧路市の税率になります。
		所得割	前年所得	200万円以下:3%、200万円超:8%、700万円超:10%							

※平成15年4月1日現在

16 都市計画税

統合 合併時

- 現在、課税されている釧路市・釧路町は、現行のまま新市に引き継ぎます。(税率 0.3%)
- 新たに都市計画税を賦課する場合には、都市計画区域の指定が前提となりますので、新市において都市計画区域のあり方について検討することが必要です。

17 入湯税

統合 合併時

- 「阿寒町」の制度による税率とします。

区 分	釧路市	阿寒町	鶴居村	新市(合併時)
一 泊	ともに150円/人			150円/人
日 帰 り	50円/人	90円/人	100円/人	90円/人
修学旅行	なし	一泊70円/人 (10人以上の団体) 一日40円/人 (日帰りの場合)	一泊100円/人 (4日以上滞在)	一泊70円/人 (10人以上の団体) 一日40円/人 (日帰りの場合)

※平成15年4月1日現在

- 合併後も現行どおりとして新市に引き継ぎます。

